

熊本市公報

第 1 5 0 9 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第 41 号） 3097

訓 令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第 8 号） 3099

告 示

○精神保健福祉法第 3 3 条の 6 第 1 項の規定による応急入院指定病院の指定に係る告示（第 491 号） … 3100

規 則

規 則 第 4 1 号

令和 8 年 8 月 1 2 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 4 項から第 1 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、
第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 復興総室に室長及び副室長を置く。

別表(1)政策局の表総合政策部の部の次に次のように加える。

復興 総室	(1) 令和 8 年熊本地震に関する災害復興事業に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) 令和 8 年熊本地震の被災者（以下この項において「被災者」という。）の生活再建支援に係る企画及び総合調整並びに実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 被災者の生活再建に係る総合的相談に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
----------	---

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 4 日から施行する。

（熊本市予算決算規則の一部改正）

2 熊本市予算決算規則（昭和 3 9 年規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「の長」の次に「、復興総室副室長」を加える。

訓 令

訓 令 第 8 号

令和 8 年 8 月 1 2 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「東京事務所長」を 「復興総室長
東京事務所長」 に改める。

別表第 2 中「東京事務所副所長」を 「復興総室副室長
東京事務所副所長」 に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 1 4 日から施行する。

告 示

告 示 第 4 9 1 号

令 和 8 年 8 月 3 日

精神保健福祉法第 3 3 条の 6 第 1 項により、応急入院指定病院として、次のとおり指定する。

熊本市長 大 西 一 史

1 応急入院指定病院の名称及び所在地

日隈病院 熊本県熊本市中央区萩原町 9 番 3 0 号

2 指定期間

令和 8 年（2026 年）8 月 1 日から令和 11 年（2029 年）7 月 31 日まで